

豊田市駅西口ペDESTリアンデッキ上広場整備事業
(設計・施工一括発注方式)

要求水準書

令和7年10月

豊田市

第 1 総則

1 要求水準書の位置づけ

本書は、豊田市(以下「市」という。)が、豊田市駅西口ペDESTロリアンデッキ上広場整備事業(以下「本事業」という。)を実施する民間事業者(以下「事業者」という。)の募集・選定にあたり、本事業の業務遂行について、市が事業者に要求する業務水準を示すものである。

2 事業の趣旨

本市の都心地区の再整備に合わせ、まちなかのにぎわい創出の場として、日常的な心地よい憩い空間や、活動の担い手が活躍できる空間の整備が望まれている。また、令和8年9月から開催されるアジア競技大会では、まちなか周辺の会場で競技が実施される予定であり、その玄関口となる駅周辺では、おもてなし空間としての空間も必要されており、早期の広場整備が求められている。

3 事業の対象敷地、施設

(1) 敷地

- ①敷地の場所:豊田市若宮町地内(別紙1のとおり)
- ②用途地域及び地区の指定:市街化区域
- ③建ぺい率・容積率:80・600%
- ④その他:防火地域
- ⑤敷地の面積:440 m²(道路内建築物)

(2) 施設

- ①構造:木造 1 階建て
- ②延床面積:約25m²
- ③用途:飲食店
- ④官庁施設の総合耐震・対津波計画基準(平成25年3月29日付け国営計第126号、国営整第198号、国営設第135号による耐震安全性の分類は、次のとおりとする。)

a 構造体 Ⅲ類

b 建築非構造部材 B 類

c 建築設備 乙類

⑤その他:建物は5m×5m 以内に収めること

荷重は260kg/㎡以下とすること

4 事業範囲

本事業は、事業者が本要求水準書に示された要求水準事項に沿って、次に示す業務を行う。

(1)設計・計画通知等各種申請業務

(2)新築工事業務

(3)工事監理業務

(4)その他事業実施に必要な関連業務

以上、上記の(1)～(4)の業務を総称して「新築業務」という。

5 業務における留意事項

本事業の遂行にあたっては、次の事項に留意する。

(1)適正な事業計画

- ・事業計画においては、事業を確実に遂行できるスケジュールを組む。
- ・事業実施にあたっては、事業計画を確実に遂行できる体制を構築する。

(2)リスクへの適切な対応

事業契約書に定める内容に従い、予想されるリスクへの対応策については、あらかじめ十分な検討を行い、事業期間中に発生したリスクに対して的確に対応できる方策を講じる。

※(別紙5)リスク分担表を参照

(3)地域経済への貢献

事業の実施に伴い、下請企業についても地元企業を積極的に選定する等、地域経済の活性化への貢献に配慮する。

6 業務従事者の要件等

事業者及び事業者から業務を受託するその他の業務従事者等(以下、「業務従事者」という。)は、次の事項に従うものとする。

- ・本事業に関係する業務従事者は、互いに打合せを十分に行い、本事業を円滑に進める。
- ・業務従事者は、本事業の対象施設が通行者の多い駅周辺施設の一部であることを踏まえ、適切な広場環境の維持に配慮し、市と十分に協議して、事業を実施する。
- ・本事業の実施にあたって、市と協議した場合には、その打合せ議事録を作成・保管し、市からの指示があるときは、当該打合せ議事録を提出する。なお、申請書・届出等の副本は市に提出する。
- ・上記以外に、近隣への対応、当該所轄官庁への許可申請、届出、協議等を行った場合には、その打合せ議事録等を作成・保管し、市からの指示があるときには、当該打合せ議事録等を提出する。

7 遵守すべき法規制等

本事業の遂行に際しては、新築業務の各業務に応じて関連する以下の法令、条例、規則、要綱などを遵守するとともに、各種基準、指針等についても、本事業の要求水準と照らし合わせて適宜参考にするものとする。なお、次に記載の有無に関わらず本事業に必要な法令等の規制については遵守することとし、適用法令及び適用基準は、各業務着手時の最新版を遵守するものとする。

(1) 法令等

- ・計量法
- ・消防法
- ・労働安全衛生法
- ・労働基準法

- ・電気事業法
- ・騒音規制法
- ・振動規制法
- ・都市公園法
- ・建築基準法
- ・建築士法
- ・建設業法
- ・建築物における衛生環境の確保に関する法律
- ・公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律
- ・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)
- ・建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律
- ・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
- ・石綿障害予防規則石綿障害予防規則
- ・電気設備に関する技術基準を定める省令
- ・食品衛生法

(2) 条例

- ・豊田市建築基準法施行細則
- ・豊田市建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細則
- ・豊田市建築審査会条例
- ・豊田市景観条例
- ・人にやさしい街づくりの推進に関する条例

- ・豊田市まちづくり基本条例
- ・豊田市火災予防条例
- ・豊田市産業廃棄物の適正な処理の促進等に関する条例
- ・豊田市食品衛生条例

(3)参考基準・指針等

本業務を行うにあたっては、次の基準類を適用するものとする(特に記載のないものは国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)。なお、基準類はすべて最新版が適用されるものとし、事業期間中に改訂された場合は、改訂内容への対応について協議を行うものとする。

(一般事項及び構造設計上の基準類)

- ・建築工事設計図書作成基準及び参考資料(公共建築協会)
- ・建築設備設計計算書作成の手引
- ・官庁施設の総合耐震・対津波計画基準及び同解説
- ・建築設備耐震設計・施工指針
- ・豊田市建築工事標準仕様書
- ・豊田市人にやさしい街づくり整備指針
- ・豊田市建築物等における木材利用の促進に関する基本方針
- ・豊田市図面納品基準
- ・豊田市電子納品運用ガイドライン(建築設計業務編)
- ・豊田市CAD図面作成要領

(積算上の基準類)

- ・公共建築工事積算基準
- ・公共建築工事内訳書標準書式
- ・建築数量積算基準・同解説(建築コスト監理システム研究所)

・建設物価 及び 建築コスト情報（建設物価調査会）

・積算資料 及び建築施工単価（経済調査会）

（その他指定する仕様書、詳細図等）

・公共建築工事標準仕様書 建築工事編 ・ 電気設備工事編 ・ 機械設備工事編（公共建築 協会編）

・建築工事標準詳細図

・公共建築設備工事標準図 電気設備工事編 ・ 機械設備工事編

・公共建築改修工事標準仕様書 建築工事編 ・ 電気設備工事編 ・ 機械設備工事編

・建築工事監理指針 、電気設備工事監理指針、機械設備工事監理指針

・建築保全業務共通仕様書 及び同解説

・工事写真の撮り方 建築編（公共建築協会編）

・内線規程（社団法人 日本電気協会 需要設備専門部会編）

8 事業スケジュール

内 容	期 日
事業契約締結	令和7年11月5日(水)(予定)
設計期間(※1)	契約締結日の翌日～令和8年4月下旬
設計図書(案)の提出(※2)	令和7年12月12日(金)
建築相談課事前協議資料 提出	令和8年1月20日(火)
アーケード等連絡協議会資料 提出	令和8年3月3日(火)
建築審査会	令和8年4月中旬
設計の報告及び書類・設計図書等の提出	令和8年4月下旬
施工期間	確認済証交付後～令和8年7月31日(金)
事業終了(※3)	令和8年8月7日(金)

※1：設計期間は、道路内建築許可、確認済証交付までを含む

※2:事業者は、計画通知書等各申請にあたり、設計図書(案)を市に提出し、承諾を得るものとする。(市の確認期間は2週間程度)

※3:事業完了は、事業に関連する関係法令の検査、及び事業者・発注者の検査と検査指摘事項の手直しがすべて終了し、翌日に引き渡しできる状態とすること。

9 事業計画書

契約後速やかに、事業計画書を作成し、市に提出すること。

事業計画書に記載する内容は、以下のとおりとする。

①業務方針

業務の実施に先だち、業務の全般的な進め方や業務の実施方法、品質確保の管理方針等の大要を定める。

②事業工程表

「8 事業スケジュール」に規定した「期日」を明記し、進捗状況を適正に把握して工期内の完了・提出できるよう詳細な実施工程表を作成すること。

③業務体制

・第2-1-(2)、第3-1-(2)、第4-1-(2)の氏名、有資格、実務経験年数、過去5年以内の同種又は類似業務の実績及び手持業務の状況

・業務の一部を再委託する場合は、協力会社の名称、代表者名、所在地、分担業務分野、協力を受ける理由及び具体的内容

④業務体制一覧表

⑤連絡体制一覧表

10 事業関連資料等の取扱い

・公告時に提示した資料以外で、市が提供する資料等は、一般公表することを前提としない情報であるため、関係者以外配布禁止とし、取扱いに注意するものとする。

・事業者は、提供された資料等を本事業に係る業務以外で使用しないこととし、不要になった場合には、速やかに返却するものとする。

・提供した資料等を複写等した場合には、内容が読み取られないように処理した上、上記の

返却時までにはすべて廃棄することとする。

11 市監督員

市は事業契約書に基づき、本事業を担当する監督員を置き、その氏名を事業者に通知する。

12 一括再委託の禁止

- (1) 契約約款に規定する「主たる部分」とは、設計業務等における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理をいい、乙は、これを再委託できない。
- (2) 乙は、コピーや資料の収集、収集資料の整理、単純な集計、原稿のワープロ打ち、印刷、製本、模型製作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入など当該業務の付随的・補助的業務にあたらぬ簡易な業務の再委託に当たっては、甲の承認を必要としない。
- (3) 乙は、第 1 項及び第 2 項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により甲の承認を得なければならない。
- (4) 乙は、再委託先に対して本契約における乙の義務と同様の義務を順守させ、その行為について一切の責任を負う。

第2 設計・計画通知等各種申請 業務要求水準

1 基本事項

(1) 業務の範囲

事業者は、本要求水準書、事業者提案等に基づき、対象施設の工事を実施するために必要な設計及び計画通知等各種申請を行う。設計・計画通知等各種申請業務には、次のものを含むものとする。

- ・設計のための事前調査業務
- ・実施設計業務
- ・道路内建築許可申請(アーケード等連絡協議会、建築審査会への対応を含む)、計画通知等の各種申請業務

- ・その他、付随する業務(調整、報告、検査等)

(2)設計体制及び技術者の配置

事業者は、設計業務を遂行するにあたっては、次に示す有資格者等を配置するものとし、設計業務着手前に市に提出して承諾を得るものとする。

①管理技術者(設計)

・事業者は、業務遂行にあたって、あらかじめ実務経験が豊富であり誠実かつ責任感のある管理技術者を選定し、その者の経歴及び資格を書面にて市に提出し、承諾を得るものとする。

・管理技術者は、設計において、業務の設計趣旨・内容を総括的に管理し、設計図書等に的確に反映できる 一級建築士とする。

・管理技術者は、市の承諾を得て「②設計担当者」を兼ねることができる。なお、設計業務の履行期間中において、その者が管理技術者として著しく不適当と市がみなした場合は、事業者は、速やかに適正な措置を講じるものとする。

②設計担当者(建築)(設備)

・事業者は、実務経験が豊富な設計担当者を選定する。なお、設計業務の履行期間中において、設計担当者が業務を担当するにあたり、著しく不適当であると市がみなした場合は、事業者は、速やかに適正な措置を講じるものとする。

(3)設計内容の協議

・事業者は、設計の検討内容について、市(別途市が依頼しているデザイナーを含む)と協議しながら行うものとする。協議の方法、頻度など業務の詳細については事業者の提案によるものとする。

・市(別途市が依頼しているデザイナーとの協議含む)との打合せ内容について都度書面に記録し、相互に確認する。

(4)設計変更

市は、必要があると認めた場合、事業者に対し、設計の変更を要求することができる。この場合の手続き及び費用負担等については契約約款に定める。

(5)業務の報告及び書類・設計図書等の提出

事業者は、事業工程表に基づき、定期的に市に対して設計業務の進捗状況を報告するとともに、次表に示す書類・図書等を市に提出し、承諾を得るものとする。なお、設計図書に関

する著作権は市に帰属する。

提出時期	品目	部数	体裁	備考
着手時	工事関係委託業務届出書	1	A4 判	
	委託業務再委託承認申請書	1	A4 判	再委託を行う場合
業務中	業務打合議事録	1	A4 判	
	指示、承諾、協議等	1	A4 判	
完了時	完了届	1	A4 判	
	設計成果品	1	次表による	
	積算関係資料	1	次表による	
	その他資料・提出図書等	1	次表による	

設計成果品一覧表

成果物等	サイズ	提出形式	部数
実施設計図書 CAD データ(PDF 及び DXF と CAD 形式)		CD or DVD	1
A.建築実施設計図			
建築工事 共通事項特記仕様書	A3	A4 製本	2
付近見取り図・配置図・仮設計画図	A3	↑	↑
平面図兼仮設計画図	A3	↑	↑
断面図(2面以上)	A3	↑	↑
平面詳細図・天井伏図	A3	↑	↑
展開図(各面)	A3	↑	↑
建具表	A3	↑	↑
各部詳細図	A3	↑	↑
立面図(各面)	A3	↑	↑
矩計図(主要部詳細)	A3	↑	↑
屋根伏図	A3	↑	↑
構造図	A3	↑	↑
B.電気設備実施設計図			
電気設備図	A3	A4 製本	2
電灯コンセント設備系統図・平面図	A3	↑	↑
火災報知器等設備系統図・平面図	A3	↑	↑
盤類結線図	A3	↑	↑
各種機器表	A3	↑	↑
C.給排水・空調設備実施設計図			
給排水衛生設備配管系統図・平面図	A3	↑	↑
空調設備系統図・平面図	A3	↑	↑

各種機器表	A3	↑	↑
D.積算関係資料			
数量積算計算書	任意	紙・データ共	1
設計内訳書(エクセル形式)※	任意	↑	1
見積書(単価根拠となる施工者見積書、刊行物等含む)	任意	紙	1
E.その他資料・提出図書等			
計画通知等各種申請図書(副本、確認済証等の許可証含む)	A3	紙	1

※設計内訳書は、「公共建築工事積算基準」「公共建築工事内訳書標準書式」に準拠すること。

2 設計・計画通知等各種申請業務の基本方針

(1)設計計画、設計体制の妥当性

- ・市の要求する工事完了時期に合わせ、品質管理を含め確実に新築工事が完了する妥当性の高い設計計画・設計体制とする。

(2)環境負荷低減への配慮

- ・二酸化炭素排出量の削減に貢献するよう配慮する。
- ・リサイクル材やリサイクル性の高いエコマテリアルの積極的採用に努め、環境負荷低減に貢献する。

3 設計・計画通知等各種申請業務の要求水準

(1)設計方針

建築及び設備に関する設計業務は、下記の資料を参考資料と位置づけ、本事業における仕様、規定寸法、使用材料、参考品番、及び納まり等の水準は、特記無き限り、これらと同等の水準とすること。

- ・豊田市建築工事標準仕様書
- ・(別紙4)イメージパース図

(2)配置、レイアウト

配置、レイアウトは、「別紙2」に示すものとし、現地にて市の立会い確認により決定する。

(3)詳細設計における留意点

(仮設計画)

- ・当該建設場所は、中心市街地にあり、名鉄豊田市駅と愛知環状鉄道新豊田駅を結ぶペデストリアンデッキ上であるため、多くの通行者がいることを踏まえ、工事区域と通行エリアを明確に区分けし、通行者等の安全確保を徹底すること。
- ・仮設計画図は、外部足場及び災害防止(防音パネル、メッシュシート等)の設置範囲を明記する。
- ・工事区域の周囲の仮囲いは、高さ 2m 以上の「成形鋼板」及び養生シートで囲むこと。
- ・資材等搬入に使用できるエレベーターは、「別紙2」に示すとおりとする。
- ・工事区域は「別紙2」に示す範囲を最大とする。なお、令和8年5月以降に別途、広場整備(ベンチ、人工芝張りなど)を行う予定があるため、協力すること。
- ・周囲の分かりやすい場所に工事看板を掲げること。
- ・工事完了時には、工事区域の工事仮設物を撤去し、清掃を行うこと。

また、工事区域や工事動線における施設を破損した場合は受注者の責により、復旧すること。

(建物仕様)

- ・構造:木造 1 階建て
- ・延床面積:約25㎡(調理・提供スペース約20㎡、バックヤード約5㎡)

(木工事)

- ・杉、桧は豊田市産材を使用すること。

(本体工事)

屋根:フッ素樹脂塗装ガルバリウム鋼板 葺き t0.5 mm

外壁1:フッ素樹脂塗装ガルバリウム鋼板 角波スパンドレル t0.5 mm

外壁2:フッ素樹脂塗装ガルバリウム鋼板 フラットスパンドレル t0.5 mm

建具:アルミ製(ガラス:耐熱防火ガラス)

換気:アルミ製

(内装工事)

内壁:化粧ケイ酸カルシウム板 t6mm(下地:せっこうボード張り t12.5 mm)

一部、ステンレス板 t0.6 mm(下地:せっこうボード張り t12.5 mm)

床:防滑性複層ビニル床シート t2.5 mm(下地:ラワン合板 t12 mm、床組:米つが)

巾木:ソフト巾木 H100 mm

天井:ビニールクロス貼り(下地:せっこうボード t9.5 mm)

(電気設備工事)

・電源は、既設分電盤(L-C3)から対象敷地まで配線(配管含む)し、デッキ上に残置している。本工事にて、建物内配線、分電盤(回路数は下記に示す条件から検討)を設置する。(既設分電盤の位置は別紙2参照)

・建物内の設備:照明器具6灯程度(LED)、スイッチ、2個口コンセント(10ヶ程度)

・照明器具は、JIS、その他の基準以上でバランスよく設置する。

・屋外看板のスポットライト(別途工事)を増設可能な経路及び分電盤内の予備を設けること。

・電気配線は原則隠蔽とするが、やむをえない場合は露出モール配管とする。

(給排水・空調設備工事)

・工事完了後に店舗設置者が接続できるよう、既設給水・排水管を建物内に立ち上げる。

・調理・提供スペースに空調機を設置する。

・調理・提供スペース、バックヤードに、それぞれ換気扇を設置する。

・設置する機器の能力・仕様は、法令等の基準に準拠、かつ、店舗運営に支障のない能力とする。

(その他)

・調理・提供スペースとバックヤードを隔てる壁の上部開口とすること。また、行き来ができるように扉を設けること。

・調理・提供スペースには、カウンターを2面(奥行500mm程度)設置すること。カウンターの材質は、対候性のある素材とすること。(アクリル人工大理石を想定)

- ・カウンターに設ける建具には網戸を設けること。
- ・カウンターに設置する建具と一体的な建具を北面及び西面に設け、調理・提供スペースから全方位見えるようにすること。
- ・調理・提供スペース床面とカウンター前の床面との段差は200mm以内とすること。
- ・ガラス面は閉店時の防犯対策のため、シャッターを設置すること。
- ・外からの出入り口 2 か所設置すること。(大きさ W800*H2000 程度とし、外部は外壁と同様とする。)

第3 新築工事業務要求水準

1 基本事項

(1)業務の範囲

事業者は、本要求水準書に基づき、設計業務において作成した設計図記載の新築工事を行う。新築業務には、次のものを含むものとする。

- ・対象施設の新築業務(新築工事に伴う一切の工事を含む。)
- ・その他、付随する業務(調整、報告、申請、検査等。)

(2)施工体制及び技術者の配置

事業者は、新築工事業務を遂行するにあたっては、次に示す有資格者等を配置するものとし、新築工事着手前に市に提出して承諾を得るものとする。

①主任技術者等

- ・事業者は、建設業法の規定を遵守し、同法第26条第1項に規定する主任技術者を専任で適切に配置する。

(3)業務の報告及び書類・図書等の提出

事業者は、事業計画書に基づき定期的に市に対して新築工事業務の進捗状況を報告するとともに、次表に示す書類・図書等を市に提出し、承諾を得るものとする。

区分	品目	部数	体裁	備考
契約約款	現場代理人・主任(監理)技術者届	1	A4 判	着工前
	経歴書(監理技術者、主任技術者)及び有資格者証	1	A4 判	着工前

	の写し			
	完成届	1	A4 判	
施工関係	総合施工計画書・工種別施工計画書	2	A4 判	着工前
	施工図	2	A3判	着工前
	仮設計画図	2	A3判	着工前
	工事打合簿	2	A4 判	随時
	工事月報	2	A4 判	
	工事写真	1	A4 判	
	各種試験結果報告書	2	A4 判	
	使用材料承認願	2	A4 判	着工前
	完成図	2	A3判	
	保証書	2	A4 判	
	保全に関する資料	2	A4 判	

2 新築工事業務の基本方針

(1)施工計画・施工体制の妥当性

- ・市の要求する工事完了時期に合わせ、品質管理を含め確実に新築工事が完了する妥当性の高い施工計画・施工体制とする。
- ・施工期間中における敷地内・周辺の安全確保を行う。
- ・各種施工に伴う周辺地域への影響(騒音、振動、粉塵、歩行者通行等)を極力少なくするように配慮する。

(2)環境負荷低減への配慮

施工段階においても、環境負荷の低減に貢献するよう、廃棄物の削減等に配慮する。

3 新築工事業務の要求水準

(1)一般的要件

- ・計画通知(建築確認)に係る部分の工事着手は、市監督員の指示による。
- ・建物位置は、現地にて市の立会い確認により決定する。
- ・工事にあたって必要となる各種許可申請、届出等については、事業者の責任において、当該所轄官庁へ許可申請、届出等を行う。

- ・仮設、施工方法及びその他工事を行うために必要な一切の業務については、事業者が自己の責任において行う。

- ・事業者は、工事期間中、工事現場に常に工事記録を整備する。

- ・工事（試運転調整を含む。）に必要な工事用電力、水道、ガス等は事業者が確保する。

- ・事業者は、新築工事に際し、既存物の移設が必要となる場合には、市と協議し、市の指示に基づき、事業者の負担によりこれらを移設し、速やかに機能回復等を行う。ただし、市が、機能回復等を不要としたものについては、この限りではない。

(2)現場作業日・作業時間

- ・現場作業日、作業時間は、近隣に影響のない範囲で原則、次によるものとする。なお、事前に市と作業工程について十分協議を行うこと。

- ・基本的な作業時間は、平日の午前9時から午後5時までとする。

- ・原則として、土曜日、日曜日、祝日及び夜間は工事を行わないものとする。ただし、工事進捗や、工事区域周辺の状況等から、やむを得ず、土曜日、日曜日、祝日および夜間に工事や資機材の搬出入を行う必要がある場合は、事前に市及び関係者等と協議の上、夜間作業計画書（任意書式）を提出し、作業を行うこと。

(3)安全性の確保

- ・工事の実施にあたっては、通行者、近隣住民等に対する安全確保を最優先するとともに、工事の安全管理を徹底し、事故防止に努める。

- ・工事で使用する範囲は必要最小限とし、安全確保が必要な場所及び市が必要と判断した場所については、仮囲い等により安全区画を設定する。また、工事作業場所についても同様とする。

- ・工事期間中は、必要に応じて交通誘導員を配置するなど、事業者の責任で安全性の確保に配慮する。

(4)非常時・緊急時の対応

- ・新築工事施工中に事故、火災等が発生した場合には、直ちに監督員に報告するとともに、事故発生報告書を監督員に速やかに提出すること。

- ・近隣住民から苦情が出た場合は直ちに当該作業を中止し、速やかに監督員に報告すること。作業の再開はしかるべき対策を講じ、監督員の承諾を得るまで行わないこと。

(5)近隣対策等

- ・事業者は、自己の責任において、騒音、振動、悪臭、光害、電波障害、粉塵の発生、交通渋滞及びその他新築工事により近隣住民の生活環境が受ける影響を検討し、合理的な範囲の近隣対策を実施する。

(6)工事現場の管理等

- ・事業者は、工事現場に工事用看板等により、工事概要、施工体系図、緊急連絡先等を掲示する。
- ・事業者は、新築工事を行うにあたって使用が必要となる場所及び設備等について、各々その使用期間を明らかにしたうえで、事前に市に届け出て、承諾を得るものとする。
- ・事業者は、善良なる管理者の注意義務をもって、上記の使用権限が与えられた場所等の管理を行う。
- ・使用する場所は必要最小限の大きさとし、ペDESTリアンデッキの通行に支障のない範囲とする。なお、工事中においても通行上必要な利用者動線等を確保できるよう配慮する。
- ・事業者は、作業時にペDESTリアンデッキの器物等を破損しないように十分に注意する。また、万が一、破損事故等が発生した場合は、発注者に直ちに連絡し、その指示に従うものとする。

(7)工事検査

- ・事業者は、工事完了後、事業者側検査員による工事検査を行い、事業契約書等に定める水準を満たしていることを確認する。
- ・事業者は、当該工事検査の日程を事前に市に対して通知する。
- ・事業者は、市に対して、工事検査の結果を書面で報告する。
- ・事業者は、施工記録を用意して、現場で市の確認を受け、市は対象施設の状態が事業契約書等において定められた水準への適合確認を行う。
- ・事業者は、市に対して工事検査及び試運転の結果を、工事検査記録やその他の検査結果に関する書面の写しを添えて報告する。
- ・事業者は、完成検査に必要な工事完成図書を作成し、市に提出する。

(8)その他

・施工中は、「第1 7 遵守すべき法規制等」によるほか、「建設工事公衆災害防止対策指導要綱」及び「建設副産物適正処理推進要綱」に従い、工事の施工に伴う災害防止及び環境の保全に努める。

・工事の安全確保に関しては、「建築工事安全施工技術指針」を参考に、常に工事の安全に留意し現場管理を行い、災害及び事故の防止に努める。また、工事に伴い発生する廃棄物等(発生材)のリサイクル等、再資源化に努めるとともに、再生資源の積極的活用にも努める。

・工事現場の安全衛生に関する管理は現場代理人が責任者となり、建築基準法、労働安全衛生法、その他関係法規に従って行う。

・工事用車両の出入りに対する交通障害、安全の確認等、構内及び周辺の危険防止に努める。近隣地域における工事用車両の通行は、朝夕の通学、通勤、通園の時間帯を避けて行い、それ以外の時間帯での通行時には十分注意し、低速で通行する。

・対象敷地周辺道路への工事関係車両の駐車や待機を禁止する。

・気象予報又は警報等には常に注意を払い、必要な措置を取り災害防止に努める。

・火気使用や火花の飛散等、火災の恐れのある作業を行う場合は火気取り扱いに十分注意し、火災防止に有効な材料等で養生するほか、消火器等を作業場所周辺に設置し、火災防止の徹底を図る。

・事業者は、対象敷地内及び対象敷地付近において、喫煙を禁止する。

第4 工事監理業務要求水準

1 基本事項

(1)業務の範囲

事業者は、工事監理者を設置し、設計図書と工事内容の整合性の確認及び諸検査等の工事監理を行い、定期的に市に対して工事及び工事監理の状況を報告する。工事監理業務には、次のものを含むものとする。

・新築工事に係る工事監理業務

・その他、付随する業務(調整、報告、申請、検査等。)

(2)工事監理者の配置

事業者は、工事監理業務を遂行するにあたっては、次に示す有資格者等を配置するものとし、工事監理業務着手前に市に提出して承諾を得るものとする。

・工事監理者の資格要件については、「第2 1(2)①管理技術者(設計)」に示す設計業務にあたる者の資格要件に準じるものとする。

(3)業務の報告及び書類・図書等の提出

事業者は、定期的に市に対して工事及び工事監理の状況を報告するとともに、次表に示す書類・図書等を市に提出し、承諾を得るものとする。

提出時期	品目	部数	体裁	備考
着手時	工事関係委託業務届出書	1	A4判	
	業務計画書	1	A4判	
	工事監理者届出書	1	A4判	経歴書を含む
施工中	監理業務報告書	1	A4判	
	打合簿、指示書	1	A4判	
完了時	業務完了届	1	A4判	
	工事検査記録	1	A4判	

2 工事監理業務の基本方針

・設計段階から施設の引渡しまでの期間において、市、設計者及び施工者との調整を適宜行い、第1-8に定める期間の翌日までに確実に供用開始ができるよう、工程管理を行う。

・対象施設の性能・品質が確保されるよう、必要な対策を講じる。

3 工事監理業務に関する要求水準

(1)一般的要件

・事業者が選任した工事監理者は、以下の業務のほか、新築工事の適切な監理に必要な業務を行う。

▷新築工事業務に関し、公共建築工事標準仕様書(各工事編)に基づき、工事監理を行う。

▷新築工事業務で作成する全ての書類、図書が、事業契約書等に定めるとおりであるかの確認を行う。

▷建築士法第2条第8項に規定する工事監理業務及び行政手続き(建築基準法の完了届、検査の受検、検査済証の受領等)を行う。

▷打合せ議事録を作成し、市に提出する。

・工事監理者は、市に対し工事監理の状況を報告し、市の確認を受ける。ただし、この確認は、施工の状況、水準に関して市が認証したことを意味するものではない。また、工事監理者は、市が要請したときには、工事施工の事前及び事後報告、施工状況の随時報告を行う。

(2)工事検査

・事業者は、工事監理事業者から検査員を選定し、工事検査を行う。

・事業者は、工事検査の実施については、事前に市に通知する。

・市は、事業者が実施する工事検査及び試運転に立ち会うことができることとする。

(3)市の完成検査

・市は、事業者による前項の工事検査及び試運転の終了後、事業者立会いの下で完成検査を実施する。